

地方公務員の自宅に係る住居手当について

全地方公共団体の9割の団体（1,642団体／1,788団体、91.8%）が、自宅に係る住居手当を廃止している。

国においては、平成21年に自宅に係る住居手当が廃止されており、総務省としては、地方公共団体においても、廃止を基本とした見直しを行うことを助言している。

自宅に係る住居手当の制度のある団体（令和6年4月1日時点）

自宅に係る住居手当の制度のある団体は146団体（8.2%）
〔対前年比：▲12団体〕
（単位：団体）

区 分	令和6年 4月1日時点	令和5年 4月1日時点	R6―R5
全 団 体	146／1,788 (8.2%)	158／1,788 (8.8%)	▲12団体
都道府県	0／47 (0.0%)	0／47 (0.0%)	0団体
指定都市	1／20 (5.0%)	1／20 (5.0%)	0団体
市町村	145／1,698 (8.5%)	157／1,698 (9.2%)	▲12団体
特別区	0／23 (0.0%)	0／23 (0.0%)	0団体

※ 各欄において、分子は自宅に係る住居手当の制度のある団体数を、分母は区分別団体数を示す。

<参考4―②>

自宅に係る住居手当の制度が残っている団体（令和6年4月1日現在）

○都道府県(0団体)

○指定都市(1団体)：神戸市

○市区町村(指定都市を除く)

都道府県名	制度が残っている 団体数	市区町村数
北海道	100	178
青森県	0	40
岩手県	0	33
宮城県	0	34
秋田県	0	25
山形県	0	35
福島県	0	59
茨城県	0	44
栃木県	0	25
群馬県	0	35
埼玉県	4	62
千葉県	1	53
東京都	0	62
神奈川県	18	30
新潟県	0	29
富山県	0	15
石川県	0	19
福井県	0	17
山梨県	0	27
長野県	0	77
岐阜県	0	42
静岡県	4	33
愛知県	0	53
三重県	6	29
滋賀県	0	19
京都府	0	25
大阪府	1	41
兵庫県	5	40
奈良県	0	39
和歌山県	2	30
鳥取県	0	19
島根県	0	19
岡山県	0	26
広島県	0	22
山口県	1	19
徳島県	0	24
香川県	0	17
愛媛県	0	20
高知県	0	34
福岡県	3	58
佐賀県	0	20
長崎県	0	21
熊本県	0	44
大分県	0	18
宮崎県	0	26
鹿児島県	0	43
沖縄県	0	41
合 計	145	1,721